

木更津市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型  
介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準(第4条)

第3章 介護予防認知症対応型通所介護(第5条—第9条)

第4章 介護予防小規模多機能型居宅介護(第10条—第12条)

第5章 介護予防認知症対応型共同生活介護(第13条—第15条)

第6章 指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準(第16条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の12第2項第1号の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準、同法第115条の14第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに同法第115条の14第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員等 木更津市暴力団排除条例(平成24年木更津市条例第5号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)

第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者

の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

## 第2章 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第4条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

- 2 前項の法人は、暴力団員等がその役員等(法第70条第2項第6号の役員等をいう。)であってはならない。

## 第3章 介護予防認知症対応型通所介護

(基本方針)

第5条 指定介護予防認知症対応型通所介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(非常災害対策)

第6条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の計画の内容を利用者及びその家族に周知しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害時に備え必要な物資の確保に努めるもの

とする。

(食事)

第7条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に食事を提供する場合は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の食事の提供に当たっては、木更津市産業振興基本条例(平成24年木更津市条例第7号)の趣旨にのっとり、市内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物又はこれらを加工した食品を使用した食事の提供に努めるものとする。

(記録の保存期間)

第8条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、基準省令第40条第2項第2号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(利益の供与の禁止)

第9条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことの対償として、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、利益供与(金品その他の財産上の利益の供与をいう。次項において同じ。)をしてはならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動又は暴力団の運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、利益供与をしてはならない。

#### 第4章 介護予防小規模多機能型居宅介護

(基本方針)

第10条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(記録の保存期間)

第11条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、基準省令第63条第2項第3号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第12条 第6条、第7条及び第9条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

## 第5章 介護予防認知症対応型共同生活介護

### (基本方針)

第13条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### (記録の保存期間)

第14条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、基準省令第84条第2項第2号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

### (準用)

第15条 第6条、第7条及び第9条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

## 第6章 指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準

### (指定地域密着型介護予防サービスに関するその他の基準)

第16条 第3条及び第5条から前条までに定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### (適用区分)

2 第8条、第11条及び第14条の規定は、この条例の施行の日以後に完結する記録から適用する。

### 附 則(平成28年12月15日条例第35号抄)

#### (施行期日)

1 この条例は、平成29年3月1日から施行する。

### 附 則(令和3年3月24日条例第11号)

#### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### (虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の木更津市指

定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。